

量数

厚生省 標號		合議 生		受送 月日	
第	第	第	第	受	送
611420				月	月
				日	日
<p>起案 昭和二十一年一月十六日</p> <p>受局 付課</p> <p>行 送</p> <p>月 日</p> <p>月 日</p> <p>月 日</p>					
<p>大臣 次 局長 主査事務官</p> <p>政務次官 總務課長</p> <p>參與官 會計課長</p> <p>審査委員</p>					
<p>中央労働委員会事務局分課規程を 次のやうに制定する。 右裁を仰ぐ。</p>					

甲乙ノ種類
判決
月 日
合 校
行 送
月 日
月 日

244

日 月 送 受 號 番 先 議 合	
第 號 送 受 月 月 日 日	第 號 送 受 月 月 日 日
<p>訓令案 厚生省訓令第九号 七五 中央労働委員会 中央労働委員会事務局分課規程と 次のように定める。 右訓令する。 昭和二十一年二月十五日 大臣</p>	
<p>局長人事課長ト同時施行ノケト</p>	

裏面白紙

官報彙報欄登載案

中央労働委員会事務局分課規程を次のように
制定せしめ、（案）施行した。

官報登載
昭和三年三月十四日

厚生省訓第七五號

中央労働委員會

中央労働委員會事務局分課規程を次のように定める。
右訓令する。

昭和二十二年二月十五日

厚生大臣 河合 良成

裏面白紙

246

中央労働委員^会事務局分課規程(案)

第一條 中央労働委員^会事務局に左の各部を置く

第一部

第二部

第三部

第二條 第一部は庶務及び議事に關する事項、局内事務の綜合調整並びに

局外との連絡に關する事項を掌り、^統事務課及び議事課の二課を置く

中央労働委員會

第三條

^統事務課に^おては左の事務を掌る。

一 ^会長及び事務局長の秘書に關する事項

二 ^会印及び事務局印の管守に關する事項

三 局員の身分進退及び服務に關する事項

四 文書の發受編纂及び保存に關する事項

五 成案文書の審査及び進達に關する事項

六 ^予算及び^会計に關する事項

七財源及び物品の取扱に関する事項

八備人の進退及び監督に関する事項

九届中取締に関する事項

十^{その}他他課の所管に^属しない事項

第四條 議事課に^おては左の事務を掌る。

一會議の招集及び開催に関する事項

二會議の記録及び資料の整備に関する事項

中央労働委員会

三委員、調停委員及び斡旋員に関する事項

四労働関係資料の蒐集編纂並びに刊行に関する事項

五渉外連絡に関する事項

六関係他機関との連絡に関する事項

七届内事務の企畫及び綜合調整に関する事項

第五條 第二部は労働組合關係法令の適用に関する事項を掌り審査課及び

相談課の二課を置く。

第六條 審査課に於ては左の事務を掌る。

一労働組合の資格認定に関する事項

二労働組合規約の考査に関する事項

三労働組合の法令違反に関する事項

四労働組合法第十一條違反に関する事項

五労働契約の適用に関する事項

六~~労働~~労働組合及び労働関係調整法による労働委員会の職務運営

中央労働委員会

の基準に関する事項

第七條 ~~相談課~~^{に於て}は左の事務を掌る。

一労働組合の組織及び活動並びに労働契約に関する相談指導に関する事項

二労働関係の調査研究及び建議に関する事項

三労働争議の予防並びに解決の~~ための~~斡旋、調停及び仲裁に

第八條 第三節は労働争議の預防並びに解決の~~ための~~斡旋、調停及び仲裁に

關する事項を掌り、斡旋課及び調停課の二課を置く。

第九條 斡旋課に於ては左の事務を掌る。

一 團體交渉の斡旋に關する事項

二 労働爭議の^防及^び斡旋に關する事項

第十條 調停課に於ては左の事務を掌る。

一 労働爭議の調停に關する事項

二 労働爭議の仲裁に關する事項

中央労働委員會

中央労働委員会事務局分課規程（案）
第一條 中央労働委員会事務局に各部を置く

- 第一 部
- 第二 部
- 第三 部

第二條 第一部は庶務及び議事に關する事項、局内事務の綜合調整並びに局外との連絡に關する事項を掌り、総務課及び議事課の二課を置く

第三條 総務課においては左の事務を掌る。

- 一 会長及び事務局長の秘書に關する事項
- 二 会印及び事務局印の管守に關する事項
- 三 局員の身分進退及び服務に關する事項
- 四 文書の發受編纂及び保存に關する事項
- 五 成案文書の審査及び進達に關する事項

第四條 議事課においては左の事務を掌る。

- 一 會議の招集及び開催に關する事項
- 二 會議の記録及び資料の整備に關する事項
- 三 委員、調停委員及び幹旋員に關する事項
- 四 労働關係資料の蒐集編纂並びに刊行に關する事項
- 五 渉外連絡に關する事項
- 六 關係他機關との連絡に關する事項
- 七 局内事務の企畫及び綜合調整に關する事項

第五條 第二部は労働組合關係法令の適用に關する事務を掌り審査

- 六 予算及び會計に關する事項
- 七 財産及び物品の取扱に關する事項
- 八 傭人の進退及び監督に關する事項
- 九 局中取締に關する事項
- 十 その他他課の所管に屬しない事項

課及び相談課の二課を置く。

第六條

審査課においては左の事務を掌る。

- 一 労働組合の資格認定に関する事項
- 二 労働組合同規約の考査に関する事項
- 三 労働組合の法令違反に関する事項
- 四 労働組合法第十一條違反に関する事項
- 五 労働協約の適用に関する事項
- 六 その他労働組合法及び労働関係調整法による労働委員会
の職権運営の基準に関する事項

第七條

相談課においては左の事務を掌る。

- 一 労働組合の組織及び活動並びに労働協約に関する相談指
導に関する事項
- 二 労働関係の調査研究及び建議に関する事項

第八條

第三部は労働争議の豫防並びに解決のための斡旋、調停
及び仲裁に関する事項を掌り、斡旋課及び調停課の二課を置

く。

第九條

斡旋課においては左の事務を掌る。

- 一 團體交渉の斡旋に関する事項
- 二 労働争議の豫防及び斡旋に関する事項

第十條

調停課においては左の事務を掌る。

- 一 労働争議の調停に関する事項
- 二 労働争議の仲裁に関する事項

中央労働委員会事務局分課規程 (案)

第一條 中央労働委員会事務局に各部を置く

- 第一 第一部
- 第二 第二部
- 第三 第三部

第二條 第一部は庶務及び議事に關する事項、局内事務の綜合調整並びに局外との連絡に關する事項を掌り、総務課及び議事課の二課を置く

第三條 総務課においては左の事務を掌る。

- 一 会長及び事務局長の秘書に關する事項
- 二 会印及び事務局印の管守に關する事項
- 三 局員の身分進退及び服務に關する事項
- 四 文書の發受編纂及び保存に關する事項
- 五 成案文書の審査及び進達に關する事項

- 六 予算及び會計に關する事項
- 七 財産及び物品の取扱に關する事項
- 八 傭人の進退及び監督に關する事項
- 九 局中取締に關する事項
- 十 その他他課の所管に属しない事項

第四條 議事課においては左の事務を掌る。

- 一 會議の招集及び開催に關する事項
- 二 會議の記録及び資料の整備に關する事項
- 三 委員、調停委員及び幹旋員に關する事項
- 四 労働關係資料の蒐集編纂並びに刊行に關する事項
- 五 渉外連絡に關する事項
- 六 關係他機關との連絡に關する事項
- 七 局内事務の企畫及び綜合調整に關する事項

第五條 第二部は労働組合關係法令の適用に關する事務を掌り審査

課及び相談課の二課を置く。

第六條 審査課においては左の事務を掌る。

- 一 労働組合の資格認定に関する事項
- 二 労働組合同規約の考査に関する事項
- 三 労働組合の法令違反に関する事項
- 四 労働組合法第十一條違反に関する事項
- 五 労働協約の適用に関する事項
- 六 その他労働組合法及び労働関係調整法による労働委員会
の職權運營の基準に関する事項

第七條 相談課においては左の事務を掌る。

- 一 労働組合の組織及び活動並びに労働協約に関する相談指
導に関する事項
- 二 労働関係の調査研究及び建議に関する事項

第八條 第三部は労働争議の豫防並びに解決のための斡旋、調停
及び仲裁に関する事項を掌り、斡旋課及び調停課の二課を置

く。

第九條 斡旋課においては左の事務を掌る。

- 一 團體交渉の斡旋に関する事項
- 二 労働争議の豫防及び斡旋に関する事項

第十條 調停課においては左の事務を掌る。

- 一 労働争議の調停に関する事項
- 二 労働争議の仲裁に関する事項

中勞安發第十號

昭和二十二年一月十一日

中央労働委員会 曾事務局長
厚生省 労働政局

厚生大臣官房秘書課長 殿

中央労働委員会 曾事務局長 分課規程訓令
の件に就いて

最近の労働事情に鑑み中央労働委員会 曾事務局長の依頼を急遽に整備する
必要があるので別紙案に依り分課規程訓令を御手続相成り度く依頼す

